



竹中和幸さん(市スポーツ推進委員)に文部科学大臣表彰



竹中和幸さんが昨年11月に開催された第53回全国スポーツ推進委員研究協議会長崎大会において、文部科学大臣表彰を受賞しました。

竹中さんは、昭和54年4月に枕崎市体育指導委員(現在の枕崎市スポーツ推進委員)に任命され、今まで33年もの長きにわたり、地域の生涯スポーツ振興に積極的に取り組んできました。平成16年4月からは同委員会の委員長に就任し、他の委員への指導・助言等を積極的に行ってています。

また、現在、市体育協会会長や市卓球連盟会長も務めなど、社会体育振興にも大きく貢献しています。



NPO法人自然花に コミュニティづくり推進協議会会長賞



NPO法人子育てふれあいグループ自然花(大脇治樹代表)が、平成24年度鹿児島県共生・協働型地域コミュニティづくり推進優良団体表彰NPO部門で鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞を受賞しました。

今回の表彰は、活動の拠点とする木口屋集落で地元住民と密接にかかわりながら、共生・協働の地域社会づくりに積極的に取り組み、地域活性化に寄与してきたことが認められたものです。

大脇代表は「『自然の中で子育て支援をしたい』といふ気持ちで始めた私たちの活動を集落の方々が理解・共感してください、協力していただいていることをありがとうございます。今回の表彰を励みに、今後も頑張ります」と話していました。

障害福祉

4月から難病等の方々が 障害福祉サービス等の対象に

今年4月に施行される障害者総合支援法で、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた次の障害福祉サービス等が受けられます。

受けられるサービス

・ 障害児(者)・障害福祉サー
ビス、相談支援、補装具、
地域生活支援事業
・ 障害児入所支援
・ 障害児(者)治療方法が確立していない疾患、その他の特殊な疾病であつて、政令で定める130疾病でその疾患により障害のある方
手続き 対象疾患に罹患して

いることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証等)を持参し、支給の申請をしてください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

問合せ 福祉課障害福祉係

TEL 72-1111(内線470)

募集 手話講習会受講生

身体の不自由な人たちへの理解と手助けをしていただくための手話講習会を開催します。自己紹介や簡単なあいさつから始めますので、気軽に参加してください。



▲昨年度の手話教室の様子

- 期間・回数 4月5日(金)から毎週金曜日の午後7時~9時(入門22回、基礎22回)
- 会場 市民会館第2会議室
- 対象 原則として市内居住の方
- 受講料 無料(入門コーステキスト代と実用手話単語集の計3,100円は実費負担していただきます)
- 講習課程 入門コース終了後、基礎コース
- 申込み・問合せ 福祉課障害福祉係 TEL72-1111(内線470)

4月1日から パスポートの申請・交付窓口は 市役所になります

パスポート

市では、県からの権限移譲により、今年4月1日から旅券(パスポート)の申請・交付業務を開始します。これにより、本市に住民登録している方は、原則として県の窓口は利用できなくなります。

ただし、次の場合は県の窓口を利用できます。

理由	旅券窓口の場所
海外で親族等が病気、事故等による死亡等により緊急に渡航する必要がある場合	かごしま県民交流センター
海外での業務等により早期に渡航する必要がある場合	
枕崎市外に通勤・通学している場合	通勤・通学先の最寄りの県の旅券窓口

申請・交付等について

- 申請・交付場所 市民生活課
- 取扱時間 開庁日の午前8時30分~午後5時15分
- ※午後3時以降に受け付けた申請書は、郵送の関係で翌取扱日受付分とします。
- 対象者 本市に住民登録をしている方、県外に住民登録をしていて本市に居所のある方
- 申請から交付までの所要日数 10日間(土・日・祝日・振替休日及び年末年始休暇を除く)
- 申請に必要な書類 ①一般旅券発給申請書1通
- ※窓口に備えてあります。
- ②戸籍謄(抄)本1通
- ※発行日から6か月以内のもの
- ③写真(縦4・5センチ×横3・5センチ)1通
- ※旅券用提出写真の規格に適合するもの
- ※旅券の有効期間中(5年または10年)、諸外国の入国審査において旅券上の写真

と所持との同一性の確認が容易に行えることが必要になります。入国審査等で不要のトラブルを避けるためにも、写真店でパスポート用として撮影したものをお勧めします。

お早めに 転入・転出等の届け出は

転入・転出

と所持との同一性の確認が容易に行えることが必要になります。入国審査等で不要のトラブルを避けるためにも、写真店でパスポート用として撮影したものをお勧めします。

3月から4月にかけては、転入・転出が多くなります。手続きについては次の点に注意してください。

なお、異動届出の際に届出人が本人であるかの確認をしますので、運転免許証、健康保険証などをご持参ください。

転出予定日と転出先が確定してからお越しください。

必要なもの 印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

転出するとき

- 問合せ 市民生活課市民係
 - 有効期間 10年 5年
 - 申請時の年齢 20歳以上 12歳以上 12歳未満
 - 収入印紙 14,000円分 9,000円分 4,000円分
 - 鹿児島県収入証紙 2,000円分 2,000円分 2,000円分
 - 合計 16,000円分 11,000円分 6,000円分
- ※鹿児島県収入証紙は市役所売店、枕崎警察署内で販売しています。

加入の資格を喪失する場合、または、新たに加入する場合、必ず14日以内に届出をすることになっています。

必要なものの 国民健康保険証、社会保険証、印鑑、年金手帳(基礎年金番号通知書)

ほかの社会保険や厚生年金などに加入したとき

必要なもの 社会保険等資格喪失連絡票、印鑑、年金手帳(基礎年金番号通知書)

喪失したとき

- 問合せ 市民生活課市民係
 - 有効期間 14年
 - 申請時の年齢 14歳未満
 - 収入印紙 14,000円分
 - 鹿児島県収入証紙 2,000円分
 - 合計 16,000円分
- ※郵送により戸籍の謄本もしくは抄本、または住民票の写しの交付の請求をすることができます。郵送による請求は、手数料(郵便局発行の定額小為替証書)と返信用封筒(住所・氏名を記入、切手を貼ったものを同封してください)。その際は、運転免許証・保険証の写しを添付してください。